

いじめ防止のための取組について

国分寺西小学校

○ はじめに

いじめ防止対策推進法では、「いじめ」とは、・・・当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う」と定義されている。

いじめが、殴る・蹴るなどの暴力を伴う場合には、その発見は比較的容易であるが、無視・からかい・所持品隠しなどの場合は、発見が難しい場合もある。

いずれにしても、いじめは、どの学校、どの学級にも起こりえるという危機意識を常に持ち、本校の児童一人一人が、明るく・楽しく・元気に学校生活を送れるよう取り組んでいかなければならない。

1 いじめ防止のための日常的な取組

(1) 児童指導，教科指導等の充実

- ・仲間とともに伸びる楽しい学校づくり
楽しく分かりやすい授業の工夫
習熟の程度に応じた授業の実践
- ・教育相談，児童理解の方策の工夫と充実
学校生活アンケートとお話し週間（教育相談）の実施
児童生徒相談員・スクールカウンセラーの活用
- ・全職員による共通理解と速やかな指導
毎月実施するいじめ防止対策会議における情報の共有化
日常的に児童の様子を話し合い，小さな変化にも対応できる職員の連携

いじめ防止対策に関する会議

1 「いじめ防止対策会議」

組織 全職員（適宜児童生徒相談員やスクールカウンセラーも参加する）
全職員が参加して毎月1回実施し，児童の気になる変化や言動・様子などに関する情報共有を図り，対応を検討する。

2 「いじめ問題対策委員会」

組織 校長 教頭 教務主任 児童指導主任 教育相談担当 担任

いじめ問題発生時は，校長が「いじめ問題対策委員会」を招集し，市教育委員会の指示・指導を受けながら，本計画の「3 緊急時の組織的対応」の流れに従って対応を検討し，問題解決のための対応に当たる。必要に応じて児童生徒相談員やスクールカウンセラー，市サポートセンター，市児童福祉課，児童相談所，警察など外部の専門家にも相談する。

(2) 道徳，特別活動，人権教育等の充実

- ・道徳的判断力（不正に敏感・自己抑制力）の育成
- ・思いやり，感謝する心，感動する心の育成
- ・人権尊重，生命尊重の精神の育成
- ・自己を見つめ，自己を生かそうとする心の育成

- (3) 開かれた明るい学校づくり
 - ・ P T A 活動の活性化（子どもの成長のためにも協力する関係）
 - ・ 地域の方々，地域関係諸機関との情報交換
 - ・ 地域教育力のさらなる活用（各種団体との連携）
- (4) 職員の資質の向上（人権教育研修の深化と実践）
 - ・ 児童とともに成長する教師集団
 - ・ 児童の小さな変化を見逃さない観察力，教師としての人権感覚の錬磨
 - ・ 教師の言動がいじめを誘発していないかを常に確認し，改善を図る組織

教職員の自己チェック項目

- ① 差別的言動はないか。
- ② 嘲笑・侮辱的な言葉を投げつけていないか。
- ③ 学級内で特定の児童を過度に注意していないか。
- ④ 不正に対し，毅然とした態度で臨んでいるか。
- ⑤ 知識・理解の程度だけで児童を評価していないか。
- ⑥ 児童の個性・よさを認め伸ばそうとしているか。

2 いじめの早期発見

- (1) 学級経営，授業，特別活動，休み時間等の中で児童の変化を見逃さない。
 - ア 児童と接する時間の確保（ゆとり）
 - イ 態度・顔色・生気などに注意
 - ウ 教科等の提出物への取り組み状況，成績の変動に着目
 - エ 学習用具・持ち物忘れ，紛失，新品購入，落書き要注意
 - オ 休み時間等の過ごし方（友人関係の変化）
 - カ 日記，連絡帳などの記載事項

※学校におけるいじめ発見のポイント

- 登校時
 - ・ 理由もなく一人で朝早く登校する。
 - ・ 一緒に登下校する友人が変化する。
 - ・ 教職員と視線を合わさないようにする。
 - ・ 元気がなく浮かぬ顔をする。
 - ・ あいさつしなくなる。
 - ・ 登校手段が変化する。
 - ・ 特に用事もないのに教職員に近づいてくる。
- 朝の活動
 - ・ 体調不良を訴える。
 - ・ 欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。
 - ・ 提出物を忘れてたり，期限に遅れたりする。
 - ・ 担任等教職員が教室に入室後，遅れて入室する。
 - ・ 表情が暗く，どこことなく元気がない。
- 授業中
 - ・ 発言すると，嘲笑されたり，はやし立てられたりする。
 - ・ 授業道具等の忘れ物が目立つ。
 - ・ 決められた座席と違う場所に座っている。

- ・周囲の状況にかかわらず、一人でじっとしている。
- ・教科書、ノートに落書きが目立つ。
- ・他の児童・生徒から発言を強要されたり、突然個人名が出されたりする。
- ・球技の際にパスされなかったり、パスが集中したりする。
- ・課題等を代わりにやらされる。
- ・特定の児童・生徒の机と距離を離す。

○休憩時

- ・一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。
- ・衣服に汚れや破れが見られ、手足や顔等にすり傷や打撲のあとがある。
- ・お金や物品の受け渡しを行っていることがある。
- ・遊びと称して、友人とふざけあっているが、表情が暗い。

○帰りの会

- ・持ち物がなくなったり、掲示した作品などにいたずらがある。
- ・班ノートや学級日誌に何も書かなくなる。
- ・みんなが帰宅する前に一人急いで帰宅する。または、みんなが帰るまで帰宅したがない。
- ・靴や傘等が隠される。
- ・教職員の近くから離れようとしめない。

- (2) 保護者との連携を密にし、円滑なコミュニケーションの中から発見
 ア 学校だより、学年だより等での情報提供や協力依頼をする
 イ 出欠、早退、遅刻その他こまめに連絡を取り合う中から変化を見つけ、必要に応じて教育相談を随時行う
 ウ 家庭訪問、個人面談、学級懇談会などの話から情報を得る

※ 家庭におけるいじめ発見のポイント

○態度やしぐさ

- ・理由もなく一人で朝早く登校する。
- ・一緒に登下校する友人が変化する。
- ・家族と視線を合わさないようにする。
- ・元気がなく浮かぬ顔をする。
- ・あいさつをしなくなる。
- ・登校手段が変化する。

○服装、身体・体調

- ・衣服に汚れや破れが見られ、手足や顔等にすり傷や打撲のあとがある。
- ・自分のものではない衣服を着ている。
- ・学校に行きたくないと言い出したり、通学時間になると腹痛等身体の具合が悪くなる。
- ・食欲不振、不眠を訴える。

○学習

- ・学習時間が減ったり、宿題をしなくなったりする。
- ・成績が低下する。

○持ち物、金品

- ・家庭から品物、お金がなくなる。あるいは、用途のはっきりしないお金

を欲しがらる。

- ・持ち物がなくなったり，壊されたり，落書きがあったりする。

○交友関係

- ・口数が少なくなったり，学校や友達のことを話さなくなる。
- ・無言等の不審な電話，発信者の特定できない電子メールがあったりする。
- ・急に友達が変わる。

③ 地域との積極的な交流の中から情報を得る

- ア P T A本部役員，学校評議員，学年委員さんから
- イ 近隣小・中学校，子供会育成会，公民館等との連携
- ウ 民生委員，主任児童委員さん等との連携
- エ 警察・駐在所との連携

3 緊急時の組織的対応 (7ページ参照)

4 緊急的危機からの回復

被害児童とその保護者に対して 校長・教頭・担任	<ul style="list-style-type: none">・本人の心のケアを第一とする・事実の確認・把握・児童・保護者への誠意ある対応・学習や生活面への支援・配慮・日本スポーツ振興センター制度等について
加害児童とその保護者に対して 校長・教頭・担任	<ul style="list-style-type: none">・事実の確認・把握・加害児童への指導（特に心的成長の促進）・学習や生活面への支援・配慮・被害児童とその保護者との関係修復への支援
市教育委員会への報告・相談 （内容によっては，児童相談所 ・警察署） 校長・教頭	<ul style="list-style-type: none">・速やかに，正確，詳細な報告 <p>（ ・ 報道機関への対応 ）</p>
再発防止策の策定と，児童指導 ・安全管理の徹底 校長・教頭 児童指導主任 全職員	<ul style="list-style-type: none">・状況の把握と原因究明 ⇒再発防止策の検討，共通理解・児童指導全般の再確認，安全管理の際徹底・全校集会による指導，各学級での指導により心のケアを図る <p>（市サポートセンターやスクールカウンセラー等との連携）</p> <ul style="list-style-type: none">・保護者との連携・協力依頼・臨時P T A会議（状況説明・今後の対応等）

5 いじめ防止対策年間計画（平成26年度）

	教職員の活動（校内）	児童への指導	保護者への働きかけ
4月	<p>◆職員研修（学年始め）</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策に関わる職員間の共通理解 教室環境整備と学級目標作りに関する共通理解 国分寺中学区「生活のきまり」の共通理解 <p>◆年間を通して、児童の心のケア等への対応のため、児童生徒相談員が週1回、スクールカウンセラーが月1回来校する。</p>	<p>◆学級開きでの指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 「みんなの一日（本校の子どもが守ること）」についての指導 学級のルール作り 月別生活目標についての指導 <p>◆全校活動を通じた新しい仲間作り（1年生を迎える会）</p> <p>◆縦割り班活動による仲間作り</p>	<p>★年間を通して、「連絡帳」や「学習カードの通信欄」等を利用し、担任と保護者の情報交換を行う。</p> <p>◆授業参観・懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> 「みんなの一日（本校の子どもが守ること）」についての説明 本校のいじめ防止対策の説明 <p>◆家庭訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者との情報交換 <p>※必要に応じて、随時家庭訪問も行う。</p>
5月	★いじめ防止対策会議	<p>◆行事を通じた仲間作り（修学旅行）</p> <p>◆縦割り班活動における指導</p>	
6月	<p>★いじめ防止対策会議</p> <p>◆教育相談（学校生活アンケートも実施）</p>	<p>◆行事を通じた仲間作り（3・4年宿泊学習）（太平少年自然の家での全校なかよし体験活動）</p> <p>◆教育相談（学校生活アンケートも実施）</p> <p>◆縦割り班活動における指導</p>	
7月	<p>★いじめ防止対策会議</p> <p>◆「みんなの1日」の振り返り</p>	<p>◆行事を通じた仲間作り（5年臨海自然教室）</p> <p>◆「みんなの1日」の振り返りをもとにした指導</p>	◆個別懇談（保護者との情報交換）
8月	◆職員研修 人権研修・児童指導		
9月	★いじめ防止対策会議	◆行事を通じた仲間作り（運動会及び運動会練習・準備作業）	◆保護者の学校行事への協力（運動会）

	教職員の活動（校内）	児童への指導	保護者への働きかけ
10月	★いじめ防止対策会議	◆行事を通した仲間作り（西小祭りの準備・練習）	
11月	★いじめ防止対策会議 ◆教育相談（学校生活アンケートも実施）	◆行事を通した仲間作り（西小まつり・ふれあいバザー） ◆教育相談（学校生活アンケートも実施）をもとにした指導	◆保護者の学校行事への協力（西小まつり・ふれあいバザー） ◆家庭教育学級（ネットいじめ等の防止に関する研修） ◆自由参観日（情報モラル・ネットいじめなどに関する授業を実施し、親も交えて話し合う） （全学年道徳の授業を実施）
12月	◆校内人権週間（いじめ防止に関する校内研修） ★いじめ防止対策会議 ◆学校生活に関するアンケート（学校評価・いじめに関する調査等） ◆「みんなの1日」の振り返り	◆校内人権週間（いじめ防止に関する指導） ◆行事を通した仲間作り（なかよし集会） ◆学校生活に関するアンケート（学校評価・いじめに関する調査等）をもとにした指導 ◆「みんなの1日」の振り返りをもとにした指導	◆学校評価（教育活動全般の評価にいじめに関する調査も含む）
1月	★いじめ防止対策会議		
2月	★いじめ防止対策会議	◆行事を通した仲間作り（音楽集会）	◆授業参観・懇談会（年間の振り返りや今後の課題）
3月	★職員研修（いじめに関する今年度の振り返りと次年度の計画） ◆「みんなの1日」の振り返り	◆行事を通した仲間作り（卒業式） ◆「みんなの1日」の振り返りをもとにした指導	

3 緊急時の組織的対応

いじめの認知

校長

教頭

児童指導主任

情報交換を密にし、教職員への指導・指示、外部との連携・交渉に当たる。

事実を時系列で記録する。

いじめ問題対策委員会

※緊急時の組織的対応

【委員会構成員】

校長・教頭・教務主任・児童指導主任・教育相談担当・担任（関係職員）

※いじめ問題発生について、市教育委員会に報告し、指示・指導を受ける。

※必要に応じて、児童生徒相談員・スクールカウンセラーにも相談する。また、市児童福祉課・児童相談所・警察などにも協力を要請する。

【主な検討事項】

○調査方針及び方法、報告内容・調査担当などの分担

※留意点

- ・目的を明確にする。
- ・行動の優先順位を決める。
- ・スケジュール決定（いつまでに、だれが、何をするか）

【事実関係の調査・把握】

○関係児童などへの聞き取りは、複数の教員で対応する

【指導方針の決定・指導体制の確立】

○指導、支援対象や手立てを明確にする。

- ・関係児童（被害者・加害者）への指導・支援
- ・周囲の児童（友人・観衆的児童）への指導・支援
- ・全体への指導・支援（学校・学年）

保護者

丁寧で誠実な対応に心がける

関係機関

- ・市教育委員会
- ・市サポートセンター
- ・市児童福祉課
- ・児童相談所
- ・警察署

地域

- ・児童委員
- ・民生委員
- ※必要に応じて協力要請

報道機関への対応

継続指導・経過観察

いじめ解決への指導・支援

PTA会長・本部への説明

保護者への説明会

事態収束の判断

収束

当該のいじめが解決（収束）し、被害児童本人が問題の解消を自覚するなど、被害・加害児童の関係が良好になったもの

継続対応

当該のいじめは解決（収束）したが、被害児童または加害児童に継続指導・支援が必要な状態のもの

PTA会長・本部への説明

保護者への説明会